

地方自治 判例情報

要旨：伊東 健次

懲戒免職処分取消請求事 件

長野地方裁判所 平成24年11月30
日判決 平成23年（行ウ）第4号
行政敗訴

（要旨）

中学校教諭が、前日の飲酒後約7時間経過後に、紛失物の届出をするために、交番に自動車で赴き、交番において、酒気帯び運転で検挙されたため、酒気帯び運転を理由になされた懲戒免職処分に対する取消訴訟において、県が定める懲戒処分等の指針において定める「原則免職（飲酒後相当な時間経過後に運転した場合等は3月以上の停職）」は、軽過失に過ぎない場合には原則として停職にすることとしていると解すべきであるとしたうえで、飲酒運転後相当の時間経過後に運転した場合に該当し、なお、免職処分とすべきである事情も存在しないとして、懲戒免職処分を取り消した事例である。

〔関連法規〕

地方公務員法29条1
項、道路交通法65条

判 決

（主 文）

1 長野県教育委員会が平成21年7月16日付けで原告に対してした懲戒免職処分を取り消す。
2 訴訟費用は被告の負担とする。

（理 由）

（1）本件指針に基づく標準量定の違法性について

ア 平等原則違反について

（省略）

イ 比例原則違反について

（省略）

また、本件指針においては、酒気帯び運転の標準量定について停職となる余地を残しているところ、本件通知では、酒気帯び運転をした場合、原則免職（飲酒後相

当の時間経過後に運転した場合等は3月以上の停職）とするとしている（なお、被告は、上記の飲酒後相当の時間経過後に運転した場合等の場合も原則として免職となると解すべき旨主張しているが、文言から離れた解釈というべきであり採用できない）。上記本件通知の記載については、飲酒運転が、事故を発生させやすく、事故が発生した場合に重大な結果になりやすいという危険があるにもかかわらず、一般的に、運転者が身体にアルコールを保有していることを認識し又は容易に認識し得るのに、敢えて行われるものであるから、この点において強く非難されるべきであり、他方、アルコールの代謝は各人のアルコール代謝能力や飲酒した際の体調等様々な条件によつて左右されることから、飲酒してからある程度時間が経過した場合、酒気帯び運転を行った者が身体にアルコールを保有していることと認識していないことがあり、それに相応の理由がある場合など、酒気帯び運転について一律に免職

とすることが重きに失する場合があります。あることから設けられたものであると解すべきである。そうすると、

本件通知の上記趣旨、特に酒気帯び運転が強く非難される所以が身体にアルコールを保有していることを認識し又は容易に認識し得るのに敢えてなされるところにある

ことからして、本件通知は、酒気帯び運転の場合に、酒気を帯びていることについて故意又は故意に等しい重過失がある場合に原則として免職とし、軽過失にすぎない場合（又は酒気帯び運転をせざるを得なかったことについてやむを得ない理由がある場合）には原則として停職とすることとしている

と解するのが相当であり、「飲酒後相当の時間経過後に運転した場合」とは、このような軽過失による酒気帯び運転の例を示すものというべきであって、このような理解に立てば、本件指針及び本件通知による標準量定には合理性があるというべきであるから、本件指針が比例原則に反するとはいえない。

したがって、この点についての原告の主張には理由がない。

(2) 本件処分自体の違法性について

本件処分の適正手続違反について（省略）

(3) 本件処分の裁量権の逸脱濫用について

ア 懲戒処分は、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、裁量権の範囲内にあるものとして違法とはならず、裁判所が当該懲戒処分の適否を審査するにあたっては、懲戒権者と同じ立場に立つて、懲戒処分をすべきであったか

又はいかなる処分を選択すべきかについて判断し、その結果と懲戒処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく、当該処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合に限り違法と判断すべきである（最高裁判昭和47年・第52号同52年12月20日第三小法廷判決参照）。

イ もっとも、懲戒権者である

長野県教育委員会は、本件通知によって「酒気帯び運転をした場合は、原則免職とする。（飲酒後相当の時間経過後に運転した場合等は停職（3月以上）」との裁量基準を公表しており、この内容は、

上記2・イで検討したとおり（本誌では省略）、故意又は故意に等しい重過失によって酒気帯び運転を行った場合には原則として免職とし、軽過失にとどまる場合には原則として3月以上の停職処分とするものと解するのが相当であるところ、被告に懲戒権者としての裁量権があるとしても、被告は上記裁量基準を公表しているのであるから、当該基準に本件非違行為が該当するか否かという事情は裁量権逸脱濫用の判断にあたって重視すべきものといえる。

そして、懲戒免職処分は、公務員にとって職を失う上に退職金の受給資格も失うものであり、さらに、教職員にとっては、教職に復帰することが事実上極めて困難となるものであって、停職処分等他の懲戒処分と比して著しく重い処分であることは明らかであるから、上記故意又は故意に等しい重過失による酒気帯び運転に該当するか否かは慎重に判断すべきである。

ウ (ア) これを本件についてみるに、原告は、平成21年4月10日午後11時半過ぎまで友人と飲食し、その後、友人と10分ほど会話した後、徒歩約10分の道のりを自宅まで帰ったというのであるから、どれほど早くとも同日午後11時50分以降に帰宅したことになり、午前0時前に就寝したのであるから、帰宅するや否や直ちに就寝するような状態であったと考えられ、また、原告は、原告本人尋問において「Fに財布だけ持っていたという記憶自体がなくなっていた、全く覚えていなかった。」、「会計後、財布を持っていったかどうかの記憶がなくなっていた。」などと供述しており、帰宅時の記憶が曖昧な状況になっていたことがうかがわれることや、同日までの数日間ほとんど眠れずに体調が優れない状態にあったことなどが

らすれば、原告は、同日の飲酒によって相当酔った状態で帰宅したものと考えられる。

また、原告は、翌日、居間に置いてある鞆の中に財布がなく、家の中にも財布がなかったことから、財布を落としたものと思いをんだというのであり、原告が本人尋問において供述するように、「F」に財布だけを持っていったことを思い出したというのであれば、当然、自宅のドアの開閉を行う際に物を置く習慣があるという本件車両のカウルトップを確認することが通常であると考えられるが、これを全く確認することもしておらず、さらに、前日徒歩帰宅したのであるから、財布を探しに行くのであれば前日の帰宅ルートを手探りで「F」まで探しに行つて自宅まで戻り、その後自動車で警察に届け出るというのが合理的な行動であると考えられるのに、前日の帰宅ルートには、自動車では通行できない部分があるにもかかわらず、1駐車場まで自動車で行くという不合理な行動をとつ

ていること及び呼気検査の際に呼気1リットルにつき0.3ミリグラムのアルコールが検知されていることからして、原告は、客観的には、本件非違行為の時点で、いまだにアルコールの影響を受けている状態にあったのではないかと考えられるところである。

(イ) もつとも、原告は、財布の紛失届を出すために自ら本件車両を運転してD交番に赴いていることからして、確定的な故意によって酒気帯び運転を行っていたものではないと推認され、その余に原告が確定的な故意により本件非違行為に係る酒気帯び運転を行つたと認めるに足りる証拠はない。

そして、原告の「F」での飲酒量は、原告の通常の酒量より多いとはいえず、2、3杯多かつたにとどまること、原告は飲酒後6時間半の睡眠時間をとっており、この睡眠時間は原告の通常のそれよりも1時間半程度長いこと、原告は起床時にはすっきりした気分であったとしており、現に、本件非

違行為で検挙された際には、酒臭

が強い他は、一般的にアルコールを保有していることの徴表となる項目についていずれも「普通」等とされており、酒臭については、自らでは気付きにくいものであること及びアルコールの代謝時間は、個人差が大きい上、当該個人の状況によっても異なるものであり、平均的なアルコール代謝の目安時間が一般的にも広く認識されているとはいいたいことからすれば、原告の本件非違行為は、原告が繰り返す本件指針や本件通知について周知されており、本件非違行為のわずか10日前に「飲酒運転撲滅の誓い」を提出していることからして、極めて軽率な行為であり非難されるべきものといわざるを得ないものの、未必の故意のもとにあるいは故意に等しい重過失によって行われたものとまではいえることができない。

(ウ) したがって、原告の本件非違行為は、本件通知における「飲酒後相当の時間経過後に運転した場合等」に該当するといふべきで

ある。

エ(ア) そうすると、原告に対する処分は、原則として3月以上の停職処分となるべきものということになるが、懲戒処分については懲戒権者に合理的裁量権があるのであり、本件指針においても、実際の事案についての具体的な量定の決定にあたって、①非違行為の動機、態様及び結果、②故意又は過失の度合い、③非違行為を行った職員の職責及び当該職責を当該非違行為との関係でどのように評価すべきか、④児童生徒、保護者、他の職員又は社会に与える影響及び⑤過去の非違行為の有無に加え、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等を含め、総合的に考慮して判断するものであり、標準量定以外の懲戒処分となることもあるとされている。

そこで、原告の本件非違行為について、免職処分とすべき事情があるかについて検討する。

(イ) この点、本件指針が、事故を起こしやすくなり実際に事故が起きた場合に重大な結果に繋が

りやすいという飲酒運転自体の危険性に着目して飲酒運転に対する懲戒処分の標準量定を重く改正したものである以上、「事故を起こしていないこと」は処分の軽減事由とはならず、「事故を起こしたこと」及び「他の交通違反等を犯していること」が処分の加重事由となると考えるべきところ、原告は、本件非違行為において事故は起こしておらず、他の交通違反等を犯していると認めるに足りる証拠はない。

また、原告には、過去の懲戒処分歴はなく、交通違反歴についても本件非違行為の8年前である平成13年に速度超過により罰金刑に処された以外は見当たらず、原告の勤務内容に特段の問題があったとまではいえない（なお、被告は、原告が平成13年に生徒に金券を配るなどして新聞報道されたことがあったこと及び試験の直前に類似問題を生徒に解かせたために試験問題を作り直さざるを得なくなったことがあることを主張するが、前者は本件非違行為の8年前の事

情であり、後者は年月も特定されていない事情であるから、本件非違行為に対する処分の判断として重視すべき事情とはいえない。）。

そうすると、本件非違行為は極めて軽率な行為であつて、原告が教職員であることから社会に与えた影響は少なくなく、現実には授業等に支障が出ていたという事情があるとしても、原告に対して飲酒後相当の時間経過後に運転した場合等に該当するにもかかわらず、なお免職処分とすべきであるという事情が存在するとはいえない。

(ウ) なお、被告が指摘するところ、原告は、飲酒量について主張や供述を不自然に変遷させたり、乙10号証によれば、本件処分に係る審査請求事件において、酒気帯び運転をした理由の一つとして歩行障害を挙げていたにもかかわらず、同事件の当事者尋問において当該歩行障害について不自然な点を指摘されるやその後本件訴訟においては主張しなくなったこと、上記当事者尋問において、飲

酒運転根絶に向けて具体的な指導が繰り返し行われていたことを認めながら、本件訴訟においてこの点を否認する主張を行ったり（平成23年11月25日付け原告準備書面・第2の2項・イ参照）しており、その訴訟追行態度には疑問が残るところではある。

しかし、本件処分の適法性については、あくまで本件処分時の事情によって判断すべきであり、上記本件処分後の事情を考慮することはできないというべきである。

オ 本件非違行為が「飲酒後相当の時間経過後に運転した場合等」に該当するにもかかわらず、なお原告について免職処分とすべき事情があるとはいえないのであるから、本件処分は、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したもので違法であり、取り消されるべきものである。

